

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 行政部
令和6年度4月～7月分 必要に応じて令和5年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和6年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和6年9月2日～令和6年10月28日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

ア 土地建物貸付収入の過年度未収金は、前年度末と比較して1件の増、8,697円の減であり、令和6年7月末現在では3件、546,424円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

イ 建物収去強制執行費用弁償金の過年度未収金は、前年度末と比較して件数は変わらず、金額は20,000円の減であるものの、令和6年7月末現在では1件、1,429,704円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

令和5年12月改正（施行は令和6年1月）前の岐阜市予算規則第13条第1項（改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定）は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、統合サーババッチシステム用プリントサーバソフトウェア一式について、令和5年9月11日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和5年12月1日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

[意見事項]

(1) 自動車損害賠償責任保険の契約継続の意思確認の徹底について

管財課が支払手続を行っている自動車損害賠償責任保険料において、車両を所管する課が車検までに廃車に転じた等の際に必要な精算をしていないものがあつた。

今後は、同様の事案が起らないよう車両を所管する課に対する保険契約継続の意思確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組まれたたい。

(2) 工事の仕様書における確認の徹底について

令和5年6月に、競輪事業課が契約依頼した工事において、業者へ配布する仕様書の一部の記載を誤つた事案が1件発生していた。

今後は、同様の事案が起らないよう仕様書の内容の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組まれたたい。

(3) 年間単価契約物品に係る単価の入力における確認の徹底について

令和5年8月に、契約課が財務会計システムに登録する単価契約物品の契約単価において、入力を誤つた事案が1件発生していた。

今後は、同様の事案が起らないよう財務会計システムに登録する単価契約物品の契約単価の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組まれたたい。